

京都市土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年6月30日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第24号

京都市土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則

京都市土採取規制条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号及び第7号を削り、第8号を第5号とし、第9号から第13号までを3号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部開発指導課)